

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和4年度 長商第15号
委託業務名称	新産業創出地域連携事業業務委託
委託業務場所	長浜市
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・新産業創出事業 ニュービジネス創出伴走型支援 ・創業・起業・新事業者発掘事業 ながはま・こほく実践創業塾(12回程度)実施 創業支援ウェブサイト「ナンダカナガハマアタラシイ」運営 ・事業支援室運営事業 ハンズオン支援・起業家フォローアップ・その他創業支援事業計画に係る支援業務 ・新産業創出機能強化事業 産業支援機関連携強化支援
履行期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	8,000,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市田村町1281番地</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人 バイオビジネス創出研究会</p>
契約相手方の選定理由	<p>一般社団法人バイオビジネス創出研究会を、本市が国から認定を受けました「創業支援事業計画」において「特定創業支援事業」を実施する「認定連携創業支援事業者」として位置づけていることから、事業推進のため委託先は一般社団法人バイオビジネス創出研究会以外に代替性はなく、もつとも適切な業者であることから、契約を締結するものです。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>